

議第219号

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項および第16条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項の表中「41,200」を「44,500」に、「72,200」を「78,000」に、「87,000」を「94,000」に、「143,200」を「154,700」に、「184,400」を「199,200」に、「35,500」を「38,300」に、「63,000」を「68,000」に、「75,500」を「81,500」に、「123,700」を「133,600」に、「159,200」を「171,900」に、「48,200円」を「52,000円」に、「27,500」を「29,700」に、

48,200

を

52,100

に、「58,400」を「63,100」に、「95,100」を「102,700」に、「122,600」を「132,400」に、「9,700」を「10,500」に、「14,900」を「16,100」に、「20,600」を「22,200」に、「32,100」を「34,700」に、「41,800」を「45,200」に、「8,600」を「9,300」に、

12,600	18,300
--------	--------

を

13,600	19,800
--------	--------

に、「27,600」を「29,800」に、「36,200」を「39,100」に、「6,800」を「7,300」に、「9,800」を「10,600」に、「13,800」を「14,900」に、「27,400」を「29,500」に、「10,300」を「11,100」に、「18,900」を「20,400」に、「29,200」を「31,500」に、「8,940」を「9,660」に、「16,380」を「17,690」に、「25,320」を「27,350」に、「6,870」を「7,420」に、「

12,600	19,470
--------	--------

を

13,610	21,030
--------	--------

に、「6,170」を「6,660」に、「10,140」を「10,950」に、「16,310」を「17,610」に、「5,360」を「5,790」に、「8,800」を「9,500」に、「14,160」を「15,290」に、「4,120」を「4,450」に、「6,760」を「7,300」に、「10,880」を「11,750」に、「1,430」を「1,540」に、「2,350」を「2,540」

に、「3,780」を「4,080」に、「1,240」を「1,340」に、「2,040」を「2,200」に、「3,280」を「3,540」に、「960」を「1,040」に、「1,560」を「1,680」に、「2,520」を「2,720」に、「1,610」を「1,740」に、「2,650」を「2,860」に、「4,260」を「4,600」に、「1,400」を「1,510」に、「2,290」を「2,470」に、「3,690」を「3,980」に、「1,070」を「1,160」に、「1,760」を「1,900」に、「2,830」を「3,060」に、「3,190」を「3,450」に、「5,260」を「5,680」に、「8,450」を「9,130」に、「2,770」を「2,990」に、「4,560」を「4,920」に、「7,330」を「7,910」に、「2,130」を「2,300」に、「3,510」を「3,790」に、「5,640」を「6,090」に改め、別表第2項の表中「21,400」を「23,100」に、「21,800」を「23,500」に、「21,300」を「23,000」に、「24,500」を「26,500」に、「20,900」を「22,600」に、「22,700」を「24,500」に、「21,000」を「22,700」に、「21,900」を「23,700」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。